

第1章 計画の目的と位置付け

1-1. 計画の背景と改定について

近年、大規模な地震が発生し、また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模な地震発生の危険性が切迫するなど、いつ、どこで地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広まっています。北海道では、平成5年釧路沖地震（M7.5）、同年北海道南西沖地震（M7.8）、平成6年北海道東方沖地震（M8.1）、平成15年十勝沖地震（M8.0）、平成28年には内浦湾地震（M5.3）、平成30年北海道胆振東部地震（M6.7）など、大規模な地震が発生しています。

国では、こうした状況を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）の改正を行い、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や、建築物に対する指導等の強化などを位置付けました（表1-1参照）。

一方、本町では地震発生の頻度が比較的低いことから、地震被災に関する危機意識が希薄な傾向が見受けられます。これらのことから、本町では、地震発生時の被害を軽減するため、町民の防災意識の向上と、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することを目的として、平成22年3月に「美幌町耐震改修促進計画」を策定しました。前計画は、平成29年度（2017年度）に改定を行い、令和3年度（2021年度）までの住宅・建築物の各耐震化率の目標を定め、公共施設の耐震改修や民間建築物の耐震化促進に関する普及啓発及び支援制度の整備により、早期の耐震化を目指してきました。

こうした中、計画期間が令和3年度（2021年度）で終了となるため、これまでの計画の実施状況に関する調査・検証を行うとともに、新たな耐震化の目標や今後の耐震化に向けた取り組みについて検討する必要があることから改定を行いました。

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1（貧困をなくそう）、11（住み続けられるまちづくりを）、13（気候変動に具体的な対策を）の達成に資するものであり、災害に対して建築物の倒壊等から人命を守り、脆弱性を軽減することなどを目指すものです。

ゴール1 （貧困をなくそう）



《ターゲット(抜粋)》
災害からの脆弱性を軽減する。

ゴール11 （住み続けられるまちづくりを）



《ターゲット(抜粋)》
災害による被災者数等を大幅に削減する。

ゴール13 （気候変動に具体的な対策を）



《ターゲット(抜粋)》
自然災害に対する強靱性を強化する。

※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがある。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

表1-1 耐震改修促進法の改正等の動きと近年の地震災害

年月日	主な内容	年月日	地震名・震度等
H7. 10.27	耐震改修促進法公布(平成7年12月25日施行) ・特定建築物所有者の耐震診断、耐震改修の実施責務規定	H7. 1.17	兵庫県南部地震 (M7.3、震度7)
H17. 2.25	住宅・建築物の地震防災推進会議の設置	H16.10.23	新潟県中越地震 (M6.8、震度7)
H17. 3.30	中央防災会議「地震防災戦略」の決定 ・今後10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標 ・この目標を達成するために、住宅の耐震化率を現状の75%から90%とすることが必要	H17. 3.20	福岡県西方沖地震 (M7.0、震度6弱)
H17. 6.10	住宅・建築物の地震防災推進会議による提言 ・住宅・特定建築物の耐震化率を現状の75%から90%とすることを目標 ・耐震改修促進法等の制度の充実、強化 ・支援制度の拡充、強化 等	H17. 8.16	宮城県沖の地震 (M7.2、震度6弱)
H17. 9.27	中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施 ・耐震改修促進法の見直しに直ちに取り組む ・学校、庁舎、病院等公共建築物の耐震化の促進 等		
H17.10.28	特別国会において改正耐震改修促進法の成立		
H17.11. 7	改正耐震改修促進法の公布		
H18. 1.25	関係政省令、国の基本方針等の公布		
H18. 1.26	改正耐震改修促進法の施行		
H18.12	北海道耐震改修促進計画の策定	H19. 3.25	石川県能登半島地震 (M6.9、震度6強)
		H19. 7.16	新潟県中越沖地震 (M6.8、震度6強)
		H20. 6.14	岩手・宮城内陸地震 (M6.9、震度6強)
		H23. 3.11	東北地方太平洋沖地震 (M9.0、震度7)
H25.11.25	改正耐震改修促進法の施行		
H28. 3.25	国の基本方針の公布		
H28. 5.31	北海道耐震改修促進計画の改定	H28. 4.14	熊本地震 (M6.5、震度7)
H31. 1.1	改正政令耐震改修促進法の施行	H30. 9.6	北海道胆振東部地震 (M6.7、震度7)
R3. 4	北海道耐震改修促進計画の改定		

<資料> 総務省、国土交通省

1-2. 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条に基づき定めるものです。

また、国の基本方針並びに、「北海道耐震改修促進計画」、国土強靱化基本法に基づき本町が策定している「美幌町強靱化計画」、災害対策基本法に基づき本町が策定している「美幌町地域防災計画」、さらに、本町の上位計画である第6期美幌町総合計画、その他分野別計画との整合を図り策定するものとします。

計画の位置付けを、図1-1に示します。

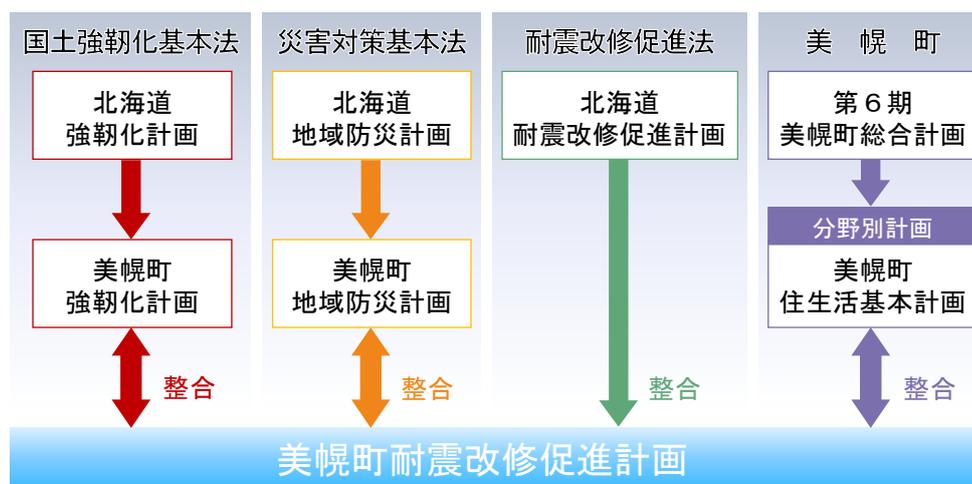


図1-1 計画の位置付け

1-3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢の大きな変化などにより本計画の見直しが必要となった場合には、状況に応じて見直すこととします。

1-4. 計画の区域

本計画が対象とする区域は、美幌町全域とします。

1-5. 計画の対象建築物

国の基本方針では、令和7年度（2025年度）までに「住宅」の耐震化率を95%、「多数の者が利用する建築物」の耐震化率については概ね解消することを目標としています。

さらに、「多数の者が利用する建築物」のうち公共建築物については、災害対策本部や避難収容施設など、災害時の応急活動の施設として利用されることから、強力に耐震化の促進に取り組むべきとしています。

これを考慮し、本計画が対象とする建築物は、公共建築物及び民間建築物の「住宅」及び「多数の者が利用する建築物」とし、特に、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）によって建築確認（着工）された建築物の耐震化を促進します。

本計画の対象建築物を表1-2に、特定建築物の要件を表1-3、表1-4、図1-2に示します。

表1-2 本計画の対象建築物

対象建築物区分	機能区分	項目	具体的施設		
公共建築物	住宅		公営住宅・町有住宅 (専用住宅、長屋建住宅、共同住宅)		
	多数のものが 利用する建築物 (特定建築物)	災害対策本部設置等、 災害対策拠点施設	美幌町役場庁舎、消防庁舎		
		災害対策拠点 機能等の確保	避難収容施設	【小学校】 美幌小学校、東陽小学校、旭小学校 【中学校】 美幌中学校、北中学校 【その他】 スポーツセンター、町民会館	
			災害対策拠点 機能等の確保	医療・救護拠点	美幌町立国民健康保険病院
			災害時における 被害の軽減	その他特定建築物	コミュニティセンター
民間建築物	住宅		住宅(専用住宅、併用住宅、共同住宅)		
	多数のものが 利用する建築物 (特定建築物)	災害対策拠点 機能等の確保	医療・救護拠点	—	
		災害時における 被害の軽減	第1号特定建築物	多数利用建築物	
			第2号特定建築物	危険物貯蔵等の建築物	
第3号特定建築物	避難路沿道建築物				

表1-3 耐震改修促進法における規制対象一覧 (1/2)

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件				
多数の物が利用する建築物 (第1号特定建築物)	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。			
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上					
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上				
	ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上						
	病院、診療所				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場							
	集会場、公会堂							
	展示場							
	卸売市場							
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗						階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館							
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿							
	事務所							
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上				
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの							
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上				
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上						
	遊技場				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
	公衆浴場							
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの							
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗								
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）								
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの								
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ2,000㎡以上						階数3以上かつ5,000㎡以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物								

表1-4 耐震改修促進法における規制対象一覧 (2/2)

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
危険物の貯蔵等の用途に供する建築物 (第2号特定建築物)	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (第3号特定建築物)	避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合6m超)
防災拠点建築物	防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

耐震性が求められる避難路沿道建築物

避難路沿道建築物は、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物です。

- 高さが6m以上で、道路中央からの距離と同じ高さを超える建築物

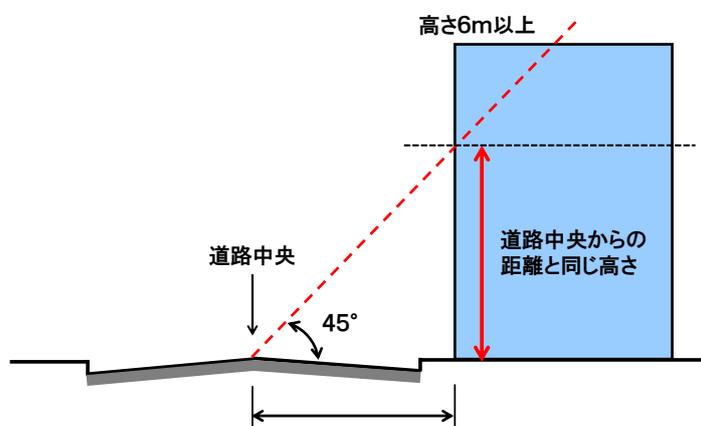


図1-2 避難路沿道建築物の要件

1-6. 美幌町における過去の地震災害と取り組み

(1) 美幌町における過去の地震災害

本町で経験した、過去の大きな地震発生の概要を表 1-5 に示します。

表1-5 過去の地震発生による災害の状況の概要

年月日	地震の名称	災害の状況
昭和27年3月4日	十勝沖地震	上水道送水管に大きな被害。
平成6年10月4日	北海道東方沖地震	農地の陥没、流出により農作物に甚大な被害。 また、上水道施設にも大きな被害。
平成15年9月26日	十勝沖地震	浄水場送水管の一部破損・沈殿池への亀裂が発生。 畑灌施設の送水管の一部が破損。
平成30年9月6日	北海道胆振東部地震	道内の全発電所停止による町内全域の停電。

(2) 地域防災計画の策定

美幌町防災会議では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本町の地域にかかわる防災に関し災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施する場合、防災関係機関がその機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、具体的事項を定め、美幌町防災の万全を期することを目的として、「美幌町地域防災計画」を策定しています。

美幌町地域防災計画【地震防災編】第 2 章第 7 節では、建築物の耐震化に関する方針として、表 1-6 に示す内容を規定しています。

表1-6 地域防災計画における建物の耐震化の向上に関する方針（抜粋）

<p>第7節 建築物等災害予防計画</p> <p>地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、次のとおりである。</p> <p>第1 建築物等の耐震化の向上</p> <p>1 建築物</p> <p>震災時において、避難・救護、消火等応急対策活動の拠点となる公共建築物は、人命の安全及び円滑な応急対策活動を確保するため地震に対して安全でなければならず、耐震性の向上に努める必要がある。このため、公共建築物の耐震、耐火化を推進するとともに、既設建築物の安全調査に努めるものとする。</p> <p>2 ブロック塀等の倒壊防止</p> <p>町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新たに施工、設置する場合には、施工、設置基準を遵守させるなど、安全性の確保についての指導を徹底する。</p> <p>3 窓ガラス等の落下物対策</p> <p>町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外公告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。</p> <p>4 被災建築物の安全対策</p> <p>(1) 町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。</p> <p>(2) 道及び町は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。</p>

(3) 避難路の指定

美幌町地域防災計画では、具体の避難路は指定していません。(令和3年3月末時点)

(4) 避難所の指定

本町では、地域防災計画において災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を保護するため、緊急時の避難所を指定しています。指定避難所一覧及び福祉避難所一覧を表1-7、表1-8に、各避難所位置を図1-3、図1-4に示します。

表1-7 指定避難所一覧

No.	施設名	所在地
1	青稲地区ふれあい会館	稲美68
2	あさひ体育センター	稲美137
3	スポーツセンター	大通南5丁目
4	コミュニティセンター	新町1丁目37
5	報徳地区農作業準備休憩施設	報徳317
6	田中地区農作業準備休憩施設	田中468
7	豊富地区農作業準備休憩施設	豊富192
8	美幌博物館(みどりの村駐車場)	美禽204
9	町民会館	東2条北4丁目9-9
10	美幌中学校	稲美130
11	北中学校	鳥里4丁目1
12	美幌小学校	西2条北4丁目1-1
13	東陽小学校	栄町3丁目6
14	旭小学校	稲美140
15	美幌高校	報徳94
16	子ども発達支援センター	仲町1丁目142
17	美幌保育園	西1条北2丁目
18	しゃきっとプラザ(臨時避難所)	東3条北2丁目1

※地域振興センターは令和3年9月廃止 出典：美幌町地域防災計画(令和3年3月)

表1-8 福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地	運営法人等
A	介護老人保健施設アメニティ美幌	仲町2丁目38-2	社会医療法人 恵和会
B	特別養護老人ホーム緑の苑	稲美105-7	社会福祉法人 恵和福祉会
C	あさひ在宅ケアセンター	稲美105-6	社会福祉法人 恵和福祉会

出典：美幌町地域防災計画(令和3年3月)

地域防災計画に規定する避難所 位置図 (令和3年3月時点)

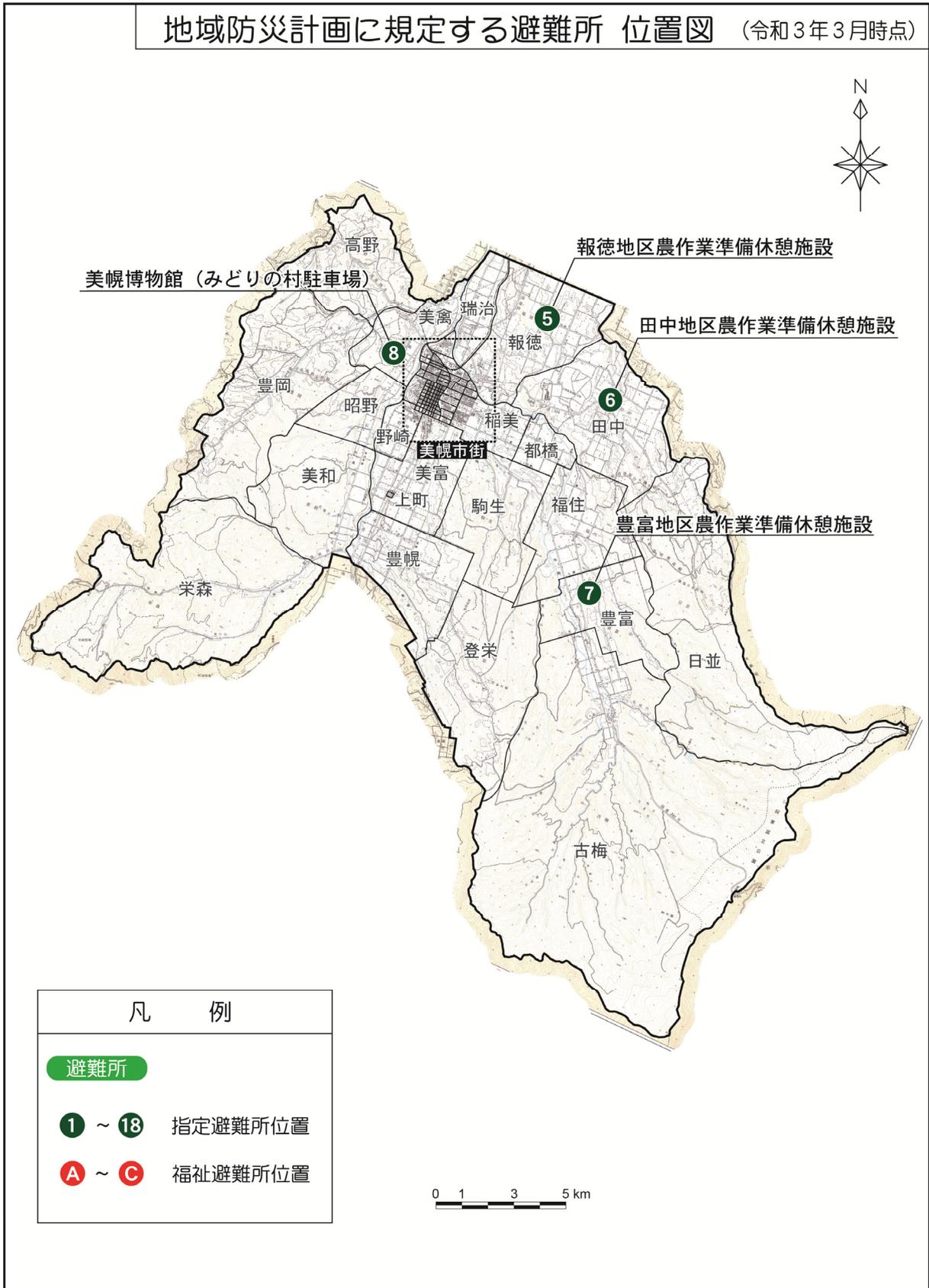


図1-3 避難所位置図

美幌市街



凡 例	
避難所	
1 ~ 18	指定避難所位置
A ~ C	福祉避難所位置

図1-4 避難所位置図（市街拡大図）